

令和5年第9回東串良町農業委員会  
会議録

日時：令和5年9月25日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

## 令和5年第9回東串良町農業委員会会議録

令和5年9月25日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和5年9月25日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和5年9月25日 午前 時 分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
出席数 名	×		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	6番	木佐貫 一孝		7番	櫻木 孝二		
出席した事務局職員	局長, 次長	上野 勝志 駿河崎 哲郎		書記	宮之前 博一・出水翔太 若松 雄一・児玉 隆男		
会 議 に 付 し た 事 項	<p>日程第1 議案第47号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第48号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第50号 農地振興整備計画変更に伴う意見について</p> <p>日程第5 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第6 議案第52号 農地のあっせん委員の選任について</p> <p>日程第7 議案第53号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見について</p>						

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

福岡委員から、欠席届が参っております。

出席者 15 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 5 年第 9 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、6 番木佐貫委員と、7 番櫻木委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸の合意解約が 5 件 7 筆ありました。

つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（大村）

それでは日程第 1 議案第 4 7 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 6 件、賃借権が 3 件あります。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところではありますが、資料 1 ページ、所有権移転の 3 5 番については、譲受人が〇〇さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 2 5 条によって〇〇委員は質疑の間、退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

所有権移転の35番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、有留委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（大村）

次に資料5ページ、賃借権の99番については、貸人が〇〇さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東申良町農業委員会会議規則第25条によって〇〇委員は質疑の間、退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料5ページをご覧ください。

賃借権の99番、貸人は川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(内村委員入室)

議長 (大村)

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 (若松)

説明いたします。資料1ページをご覧ください。

所有権移転の36番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2ページをお開きください。

37番は、譲渡人が亡くなられたため、欠番とします。

次に、38番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

3ページをご覧ください。

次に、39番、譲渡人は愛媛県東温市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、40番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

4ページをお開きください。

次に、41番、譲渡人は愛媛県東温市の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

5ページをご覧ください。

賃借権の100番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

6ページをお開きください。

次に101番、貸人は大阪府寝屋川市の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第47号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第48号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料7ページ、8ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が1件1筆、面積2,284㎡、使用貸借権が2件6筆、5,856㎡となっております。総面積は8,140㎡で、鹿児島県農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第48号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転2件であります。

この内、所有権移転の26番については、現地調査を行っております。

それでは、木佐貫委員に現地調査報告をお願いします。

（木佐貫委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和5年9月20日水曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と中村委員、事務局の計4名で行いました。

また、関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、鹿屋市串良町在住の譲受人が本町在住の〇〇さんから贈

与により所有権を移転するもので、作付予定作物は飼料用稲となっております。

譲受人は農業を営んでおり、農業への従事状況及び、保有している農機具を調査したところ、効率的な耕作は可能だと思われます。

なお譲受人の住所は鹿屋市串良町となっておりますが、池之原から近いところであり、通作に関しても問題は、特にないものと思われます。

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第3条による許可を出しても問題はないものと思われます。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料9ページをお開きください。

所有権移転の25番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。  
質疑はありませんか。



(「質疑なし」の声あり)

議長(大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大村)

異議なしと認めます。

よって日程第3議案第49号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長(大村)

次に、日程第4議案第50号農業振興整備計画変更に伴う意見について議題といたします。

今回は、農用地区域からの除外1件についての意見を求められております。

資料10ページの東串良町長 宮原 順さんからの除外申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を内村委員よろしくお願いいたします。

(内村委員現地調査報告)

「それでは報告させていただきます。」

令和5年9月20日水曜日に、転用に係る現地調査を私と福岡委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として東串良町教育委員会から課長補佐の新原さんが出席されました。

申請地は農用地区域内農地でありますので、農地課へ農用地利用計画変更申出書の提出がされております。

転用目的は、申請地に町立の学校給食共同調理場を建築するためとなっております。

また、除外が決定されたとして、申請地は農地の広がり10ヘクタール以上であると思われることから第1種農地に該当するものと思われます。

第1種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、公共

施設の建設でありますので転用の必要はないものと思われま

す。費用については補助金、地方債及び自己財源により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は5筆で7,478㎡になります。周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われま

す。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第4議案第50号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての審議を終えたいと思います。

議長（大村）

次に、日程第5議案第51号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は賃借権設定が2件あります。2件とも申請人が同じで申請場所も隣接していることから一括して審議したいと思います。

資料11ページ・12ページの株式会社〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を谷口委員よろしくお願

(谷口委員調査報告)

「それでは報告させていただきます。」

令和5年9月20日水曜日に、転用に係る現地調査を私と鶴丸委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として申請人の〇〇建設の〇〇さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。また、埋蔵文化財包蔵地区にも指定されておりますが、県教育委員会へ許可申請中とのことです。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために申請地を一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われま

費用については自己資金により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は 3筆 3,222 m<sup>2</sup>であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われま

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第6議案第52号の農地のあっせん委員の選任について議題といたします。

今回は売買を求める申出が3件、賃借を求める申出が1件あります。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任の声あり」）

議長（大村）

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

（事務局宮之前説明）

議長（大村）

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましては

13ページ、14ページ、16ページについては木佐貫委員と中村委員を指名いたします。委員長は木佐貫委員にお願いしたいと思います。

次に15ページは内村委員と福岡委員を指名いたします。委員長は内村委員にお願いしたいと思います。

よって、日程第6議案第52号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長（大村）

次に、日程第7議案第53号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見について議題といたします。

今回は、東串良町長 宮原 順さんから意見を求められておりますので、その内容の説明を農林水産課担当者よろしくをお願いします。

（農林水産課説明）

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

松留委員

16ページの経営体の生産率は、30%ではないのか。経営体がいいとなれば70%ぐらいだと思うが、子牛が10頭となっているが、赤字の経営体を

作りなさいとなっているのではないですか。

農林水産課担当者

こちらの方も県の基本方針に基づいて、あくまでも設定をしているもので、実際行われている皆さまの意見の方が地域の実情だと思いますので、たくさん意見をいただいて検討していきたいと思います。

松留委員

例えば基本方針の上限を変更して、いい経営体で行ってもらいたい。みんなが努力すればいいことなので。

農林水産課担当者

今いただいた意見も今後検討させていただきたいと思います。

議長（大村）

他にありませんか？

有留委員

ざっくり聞いた話ですが、土地は中間管理機構に預けるといいう形になると思いますが、営農の形としては町が主体でこういう計画で進めていくという事でいいですか。又地域の意見は大きくなるという事でいいですか。基盤法で名義変更をしたりするのは変わらないですか。後はお金の流れはどうなりますか。補助金等の流れ等？

（事務局 宮之前）

補助金につきましては、現状答える事が出来ません。令和6年度までに地域計画を作らなければなりません。基盤法がなくなると基盤法が使えなくなり中間管理機構を使わなければならなくなります。今のやり方は出来なくなりますので、中間管理機構で手続きをしなければなりません。地域計画で10年後農地について誰が耕作するとかを決めて行かなければなりません。

議長（大村）

他にありませんか。

村吉委員

人によっては、中間管理機構でやらないで相対でやってくれという人がいるのですが、そういう場合はどのようにすればよろしいですか。

（事務局 宮之前）

地域計画に基づいて皆様の協力をいただきながら中間管理機構へ、計画していかなければなりません。農業委員の皆様でお願いをしていただければと思います。

村吉委員

本人同士で現金で契約して、中間管理機構は嫌という人もいるのですが。

(事務局 宮之前)

そういう声も多いですが、今後は中間管理機構に載せ替えをして、皆さんですすめて行かなければなりません。

松留委員

できるだけ中間管理機構でやっていかなければならない事の十分な説明をして進めなければならぬと思うが、それでもやらないという方がいれば仕方がない。強制力がないので。

(事務局 駿河崎)

農業委員会の務めとしましては、大きな農家さんの担い手に集積していくという事で、やみ小作とかでは認めることが出来ませんので、それらを説得するために皆さんがいると思います。制度が変わったら皆さんで数字を上げて行かなければならないと思います。そこをご理解頂ければと思います。

松留委員

ただ中間管理機構の申請は、通帳を出しなさいとか申請関係に融通がきかないのではないですか。

(事務局 駿河崎)

確かに、書類が面倒なので私たちも申請書類については、柔軟化するよう要望して行きたいと思います。

松留委員

国の始めることは、最初のうちは融通がきかないので、地域に応じてやってもらわないといけないと思う。何でもそうだ。今後併用していかなければいけない。

木佐貫委員

今後の目標の施設園芸の 18 ページのピーマンについて、作付面積が 1 ヘクタールとありますが、個人経営ではなくて、今後法人形式でやるようにということですか。

農林水産課担当者

今の 18 ページは新たに追加した項目でありまして、個人の方が 10 ページですね。こちらに個人経営は記載してあります。

議長（大村）

他にありませんか。

松留委員

いきなり資料を渡されても、質問しようがないよね。

農林水産課担当者

資料の事前の提出等が遅れましたが、中身について数値や文言等皆さんで何かあればご質問いただければと思います。

議長（大村）

他にありませんか。何かあれば農林水産課担当者へ聞いてください。

議長（大村）

他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上で日程第7議案第53号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見についての審議を終えたいと思います。

議長（大村）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※ 10月現地調査：20日（金）

定例総会：25日（水）

申請締切：9月29日（金）※10月定例総会分

議長（大村）

他にございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和5年第9回定例総会を閉会いたします。